

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 7 年 1 2 月 1 6 日

岩出市議会

議事日程（第4号）

令和7年12月16日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○玉田議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、3番、西野峻也議員、10番、田畑正昭議員、12番、尾和正之議員、13番、牛田佑佳議員、14番、市來利恵議員、以上7名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問をするため、3番、西野峻也議員から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配布しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁とも簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今議会では、高齢者の生き生きとした生活についてと、生活保護の現状についての2点お伺いいたします。

最初に、高齢者の生き生きとした生活について質問を行います。

当市においては、令和6年度から令和8年度までの3年を計画期間とする第9期岩出市高齢者福祉計画・岩出市介護保険事業計画を策定され、その計画に基づき事業を進展していただいていると思います。高齢者が生き生きとした生活を送ることは、介護保険の理念である尊厳の保持や自立支援、重度化防止を図ることができ、ひいては高齢者みんなの笑顔があふれる健康で元気なまちが岩出市につながっていると考えています。生き生きとした生活を送る大事な要素の1つとして、地域の活動に参加することにより、コミュニケーションを図りながら運動を行える、げんき

体操自主グループ及びシニアエクササイズ自主グループの活動は大変有意義なものであると考えます。

そこで3点お尋ねいたします。1点目として、この計画での自主グループの令和7年度の数値目標は、それぞれ43グループで421人、20グループで255人となっておりますが、現在の介護予防事業での自主グループ数は、また参加人数の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に2点目として、今年度の敬老会事業についてお伺いいたします。

同計画内において高齢者を敬愛する気持ちをより一層高め、長寿を祝うことを目的とした敬老会を実施しているとあり、コロナ禍の令和2年度、令和3年度、令和4年度は中止となりましたが、令和5年度以降、毎年改善を重ね実施していただいていることに敬意を表したいと思えます。

そこで、令和6年度の実績数は、令和6年度の成果説明書において、対象者8,042人中366人が出席したとなっておりますが、令和6年度と比較して、本年度の実績について、またお弁当の申込数をお伺いいたします。

次に3点目として、70歳という節目で何かできることはないかという点をお聞きしたいと思えます。

70歳の節目は古希と言われ、長寿をお祝いします。市民の方から70歳で何か申請すれば受けれる事業はないかということをお尋ねされました。隣の和歌山市では、70歳以上の方に元気70パスを交付しています。元気70パスは、路線バスや市営駐車場の割引、また公衆浴場割引で利用できる回数券があると聞いています。

そこで、市の事業として、節目の70歳の方に対し、申請すれば受けられる事業はあるのか。また、ない場合は何か考えていることはあるのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 おはようございます。福岡議員ご質問の1番目、高齢者の生き生きとした生活についてお答えいたします。

まず1点目、介護予防事業での自主グループ数は、また参加人数は、につきましては、岩出げんき体操が32グループ、424人、シニアエクササイズが18グループ、253人です。第9期岩出市介護保険事業計画における令和7年度の数値目標と比較いたしますと、グループ数は、岩出げんき体操、シニアエクササイズともに下回っておりますが、参加人数についてはほぼ同じとなっております。

続いて2点目、今年度の敬老会事業の内容についてですが、敬老会実施、敬老お

祝い品として、お弁当または食のクーポン券の配布、また85歳以上の方には、敬老祝い金として、商工会の商品券をお渡しいたしました。今年度の敬老会は、9月15日の敬老の日に市民総合体育館で開催し、対象者は昭和26年12月31日以前生まれの数え年75歳以上の方で、7月1日の基準日時点で8,318人でした。そのうち敬老会の参加人数は464人で、昨年度と比較しますと98人の増となっています。また、お弁当の申込人数は1,247人で、昨年度と比較しますと214人の減ですが、食のクーポン券を受け取る方がそれ以上に増えています。

続いて3点目、70歳という節目で何かできることは、についてにお答えいたします。

本市においても、以前は敬老会の対象年齢を古希の70歳としておりましたが、現在は平均寿命や健康寿命の延伸により、70歳は依然として、社会、地域で活躍される、言わばまだ若い世代と言われるようになってきました。このような状況もあり、平成26年度から敬老会の対象年齢を段階的に75歳へ見直し、後期高齢者となる時期を1つの区切りとして事業を実施してきた経緯がございます。

県内の市に70歳以上に特化した事業の実施状況を確認したところ、福岡議員のご質問にもございました和歌山市の元気70パスと、和歌山市、紀の川市の70歳以上を対象にした貴志川線70おでかけ回数券のみでございました。バスの割引については、本市では既に65歳以上の方に岩出市巡回バスに無料で乗車できるあいあいカードがあります。公衆浴場の割引については、和歌山県老人クラブ連合会にゆったり会という優待制度があり、カードの提示で県内の入浴・宿泊・温泉などの契約施設で割引が受けられます。

これらのことから、70歳を迎えられる皆様に対するお祝いの気持ちは変わりませんが、現時点では新たな節目事業は設けず、あいあいカードの発行や、介護予防、高齢者交流会などの各種事業、また70歳から医療費の自己負担が2割になる高齢受給者証の交付など、現行の各種サービス等を有効にご活用いただければと考えております。

今後も高齢者が生きがいを持って暮らせるまちづくりに努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点について再質問を行います。

まず1点目として、自主グループについて、計画よりグループ数は下回っていて、参加人数は計画とほぼ同じということですが、参画を促すためにどのような啓発等

の活動を考えているのか、お伺いいたします。

次に2点目として、敬老会参加者は、昨年度と比べて参加者数は増えていることですが、ここ数年、参加者が減っているように見受けられます。参加者が減っている理由について市の見解は。また、来年以降、どのような改善策を考えているのか、お伺いいたします。

また少し気になっていることとして、職員が対象者の家庭を訪問していることについてです。特殊詐欺が増えている昨今、訪問されることに対して抵抗感を感じている現状もあり、一部の住民からは、職員がわざわざ訪問することに疑問を感じているとの声も聞きます。職員が高齢者を見守るという意義は分かるのですが、郵送で返還となり、連絡がつかないお宅を訪問するなど、改善は可能であると思いますが、その辺りはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、実施グループについて、参加を促すためにどのような啓発活動とか考えているのかということについてですが、フレイル予防は健康寿命の延伸に重要であることから、本年度は、運動習慣のない方や、自主グループに参加していない方を対象に、市内10か所でフレイル予防研修会を実施しています。研修会後には、新たな岩出げんき体操グループの立ち上げや、既存のグループへの新規参加が見られました。今後は10月から、配置された理学療法士がグループを訪問して助言・支援を行い、活動の継続を伝えるとともに、研修会や教室で自主グループの紹介や交流の機会を設け、新たな高齢者の参加促進を図ってまいります。

次に2点目、敬老会の参加者が減少している理由の市の見解と来年度以降の改善策は、ということでしたのですが、敬老会の参加者についてですが、コロナ禍前の令和元年度の敬老会の会場への参加率は13.57%でありましたが、令和7年度の参加率は、昨年度と比べますと若干増加しているものの、5.58%となっています。参加者が減少している理由は、コロナ禍を境に、高齢者の生活行動が変化し、外出を控え、人混みを避ける傾向が強まっていることが要因ではないかと考えております。

改善策としましては、コロナ禍後に敬老会の対象となった75歳から79歳までの参加率が、コロナ禍前から対象であった81歳、82歳の参加率より低くなっていることから、今年度は敬老会実行委員会において、これまで漫才が中心だった演芸から歌

謡ショーを実施するなど、年齢等も考慮しながら内容を検討していただきました。来年度も参加者増に向け、対象者の年齢を考慮し、趣味・趣向に合った内容案を考え、実行委員会において実施内容を検討してまいります。

また、特殊詐欺が増えている昨今、職員が対象者宅を訪問にすることについてどう考えているのかということにつきましては、職員が訪問することは、敬老会の案内だけでなく、訪問による安否確認や情報把握の意味合いも兼ねております。毎年できるだけ同じ地区を訪問するようにしているため、高齢者と顔なじみになり、職員に安心して日常生活等の話をする方もいらっしゃいます。近年、特殊詐欺などの心配もありますので、訪問に際しては、職員は必ず名札を着用するとともに、訪問を拒否される場合は、無理な説明をせず、チラシ等のみを郵便受けに投函するよう注意を促しております。

職員が訪問する数少ない機会の1つとして、高齢者福祉の観点から、当面の間は職員による訪問を実施してまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、生活保護の現状について質問を行います。

この質問につきましては、コロナ禍の令和2年に同じ内容で質問を行っております。当時、コロナ禍の影響により、相談件数が4月、5月で71件の1か月平均35.5件と倍増していました。また、申請件数については、5月末で310世帯と横ばいであると答弁をいただきました。コロナ禍は脱却しましたが、現在はお米を含むあらゆる物が物価高となっています。政府は賃金アップを掲げていますが、全市民まではなかなか浸透していないのが実情であると思います。

そこで、2点お尋ねいたします。1点目として、令和7年の現在、当市の被保護世帯数及び被保護者数並びに昨年度と本年4月からの生活保護相談数及び生活保護申請件数の推移は、また物価高騰は影響しているのか、お伺いいたします。

2点目として、ケースワーカーの資格別の人数及びケースワーカー1人当たりの被保護世帯数をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員のご質問の2番目、生活保護の現状について、にお答えいたします。

まず、1点目の被保護世帯数及び被保護者数の推移について、過去3年間の3月時点の数値でお答えいたします。

令和4年度、356世帯、405人、令和5年度、366世帯、412人、令和6年度、380世帯、429人となり、いずれも年々増加しております。

次に、生活保護相談件数及び申請件数の推移についても、過去3年間の3月末時点で申しますと、相談件数が令和4年度、144件、令和5年度、156件、令和6年度、191件、申請件数が令和4年度、72件、令和5年度、83件、令和6年度、101件となり、こちらも増加しております。

なお、令和4年度から令和6年度までの3年間における国、県、市の非保護世帯数の増加率を比較いたしますと、国は0.0003%の増、僅かな増で、県は0.9%の増、市は6.7%の増となっており、国、県に比べ市の増加率が大きい状況となっております。これは本市の高齢化の進展によるものと考えられ、今後も加速化すると見込まれていることから、それに伴って被保護世帯数も増加すると推察されます。

また、被保護世帯等の増加に物価高騰は影響しているのかとのことですが、生活困窮に陥る要因は様々であり、物価高騰の影響がないとは一概には言えませんが、その背景には、先ほど申しましたように、高齢化の進展があり、独り暮らしの高齢者の増加が大きな要因の1つであると考えております。

次に、2点目のケースワーカーの資格別人数については、現在、生活保護係は査察指導員が1名、ケースワーカーが4名の計5名体制で対応しております。資格については、査察指導員とケースワーカーの計5名中4名が社会福祉主事の資格を持っており、残り1名につきましても、現在、社会福祉主事の通信課程を受講中となっております。

また、ケースワーカー1人当たりの担当ケース数についてですが、令和7年10月時点での岩出市の被保護世帯数は394世帯であり、ケースワーカー4人で割ると、1人当たり98.5世帯となります。

○玉田議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点再質問を行います。

令和2年時は、ケースワーカーの担当数、1人当たり77.5世帯という答弁をいただいております、改善を期待していましたが、現状は98.5世帯ということでした。ケー

スワーカー1人当たりの担当件数が、社会福祉法の標準数80世帯を超えていますが、生活保護世帯が増加する中で、今後、人員体制をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

令和2年時は、ケースワーカーの担当数が1人当たり77.5世帯ということだったんですけれども、今は社会福祉法の標準数80世帯を超えているということで、今後、人員体制をどのように考えていくのかとのことでしたけれども、被保護世帯の増加に伴い、世帯が抱えるニーズは多様化、複雑化しており、ケースワーカーには、きめ細やかなケースワークが求められる状況となっております。

現状においては、ケースワーカーが経験を重ねることで資質が向上しまして、今現在の業務を遂行できていると考えております。しかしながら、社会福祉法の標準数である80世帯を超えていることは、改善が必要であると認識しておりますので、今後は標準数の確保を目指し、ケースワーカーの増員を検討してまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本会議では、マイナンバーカードの更新手続についてと、男性へのHPVワクチン接種についての2点について、ご質問をさせていただきます。

最初に、マイナンバーカードの更新手続についてです。

マイナンバーカードは、日々の生活の中で、気づけばなくてはならない道具となっている市民の方もいるのではないかと思います。行政手続のオンライン申請、コンビニ交付、健康保険証としての利用、各種証明書の取得など、市民サービスの多くがこのカードを通して成り立つようになってきております。しかし、市民の皆さんに十分伝わっていない点がございます。それはマイナンバーカードの更新は二段

階となっているということです。本体そのものの更新が10年ごと、カード内の電子証明書の更新が5年ごと、初めてお持ちになった方々にはこの仕組みを理解されな  
いまま、まだ使えると思っていたのに、急に使えなくなってしまったと戸惑う方も  
いるのではないかと思います。

発行開始から丸10年を迎えるマイナンバーカード、多くの皆様が初期発行のカー  
ドが更新の時期を迎えます。既に更新の手続をされている市民の皆さんもいるか  
と思います。同時に、カード保有者へのマイナポイント還元を実施した2020年9月ス  
タートのマイナポイント事業第一弾から5年目を迎えております。本市でも、駐車  
場内にマイナンバーカード特設会場を設け、多くの市民への対応にご尽力いただき  
ました。カードに搭載されている電子証明書の更新時期でもあり、多くの市民の皆  
さんが更新時期を迎えます。更新を忘れれば、コンビニ交付、オンライン申請、さ  
らにはマイナ保険証への完全移行が今年12月から開始されている中、健康保険証と  
しての機能にも影響が生まれます。

市民の生活に徐々に溶け込んできたカードだからこそ、更新遅れは大きな不便を  
招きます。市民の不便を未然に防ぐため、あらかじめ行政がどれだけ丁寧な準備と  
周知を行うか、その姿勢が問われる時期だと考えます。

そこで、市行政の対応状況についてお伺いいたします。

1点目として、既に更新の手続をされている方もいらっしゃると思いますが、マ  
イナンバーカードの有効期限が10年、電子証明書の有効期限が5年となっていま  
すが、市民の皆さんの認識はどの程度であると判断しているのか。また、更新手続の  
状況についてお伺いします。

2点目に、令和8年度更新対象となる人数の見込みと、更新手続が集中すると予  
測される時期についてお伺いします。

3点目に、窓口混雑を避けるための対策と今後の課題は。

4点目として、更新忘れがないよう周知する方法は。また、高齢者やICTに不  
慣れな方への配慮についてお伺いします。

5点目として、電子証明書の更新忘れは医療機関での資格確認に影響が出るので  
すが、どのように説明し、支援をしているのか。

6点目に、高齢者、障害のある方、交通手段が限られている方など、更新が難し  
い方への支援についてお伺いします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員、1番目のご質問、マイナンバーカードの更新手続きについての1点目、4点目、5点目、マイナンバーカードの有効期限が10年、電子証明書の有効期限が5年になっているが、市民の認識はどの程度であると判断しているか、また更新手続きの状況は、更新忘れがないよう周知する方法は、また高齢者やICTに不慣れな方への配慮は、電子証明書の更新忘れは医療機関での資格確認に影響が出るが、どのように説明し手続きの支援をしているのか、について、一括してお答えします。

マイナンバーカードを取得されて5年目、または10年目の更新手続きが必要な対象者には、有効期限の二、三か月前に国から通知が送付されており、随時、電子証明書の更新やカードの申請手続きを行ってくださっています。更新忘れ防止のため、各公共施設にカードの更新手続き案内に係るポスター掲示や、チラシの設置を行うとともに、市ウェブサイトにおいても周知を行い、期限切れにより健康保険証としての利用を含め、様々な行政サービス及び民間サービスが利用できなくなる旨をお知らせしております。

高齢者やICTに不慣れな方への配慮につきましては、市民課窓口におきまして、無料写真撮影を含めた申請サポートを継続して行うとともに、窓口での端末操作についても、職員が丁寧な説明を行っているところです。

2点目、3点目、令和8年度更新対象となる人数の見込みと、更新手続きが集中すると予測される時期は、窓口混雑を避けるための対策と今後の課題は、について一括してお答えします。

令和8年度のカード及び電子証明書の更新手続き者の見込数は約1万2,000人です。カードに関する更新手続き者は、令和8年度後半から9年度にかけて増加すると予測しております。窓口混雑を解消するため、今年度7月からカード交付用端末を1台増設し対応しております。また、カードの申請サポート件数も増加しているため、令和8年1月以降は、市民課待合場所の一角に申請サポートコーナーを設置し、窓口の混雑緩和を図ってまいります。

さらに、現在、月1回実施しているカードの休日交付、平日夜間交付につきましても、今後の窓口状況により、実施日数を増やすなど、体制等を拡充し、増加する更新手続き者に対応してまいります。窓口の混雑状況は、曜日や時間帯によって大きく変動いたします。柔軟な対応体制の工夫が課題であり、状況に応じた必要かつ効率的な受付体制の構築に努めてまいります。

6点目、高齢者、障害のある方、交通手段が限られている方など、更新手続きが難

しい方への支援は、についてです。カードに係る手続は、原則本人に手続していただく必要があります。ただし、病気、高齢等の理由により、本人による手続が困難な場合は、代理人により手続していただくことが可能です。カードの更新手続が困難であるとの相談を受けた場合は、個々の事情に応じて、できる限り支援を行い、希望する全ての方が円滑にカードに係る手続をしていただけるよう努めてまいります。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の1番目のご質問の5点目についてお答えいたします。

電子証明書の有効期限が切れた後も3か月間はマイナ保険証としての利用が可能です。また、各保険者では電子証明書の有効期限が切れている方を把握できるようになっており、本市では有効期限が切れた翌月、つまり3か月以内に資格確認書を郵送しております。そのため、マイナ保険証が使用できなくなった後も、資格確認書等を提示していただければ、これまでと同様に、切れ目なく保険診療を受けられる制度設計となっております。

このように安心して医療機関等を受診していただくことができますが、ご質問の電子証明書更新手続等の支援の取組としましては、保険介護課では、公民館等の公共施設へのチラシの設置のほか、市ウェブサイトにも更新案内に関する記事の掲載を行い、手続の周知を行っております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 4点について再質問をさせていただきます。

まず、健康保険証として利用を含めて様々な行政サービス及び民間サービスが利用できなくなる旨のお知らせをしているとのことですが、マイナンバー保険証の期限をお知らせする方法について、具体的にどのようにされているのか。

2点目に、月1回実施の休日交付、夜間交付について、状況により実施日数を増やすとのことですが、状況に応じて、申請時のサポートに関しても、平日来庁できない方などへの休日対応が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

3点目として、更新の案内が届いた方から問合せも増加すると予測されております。電話対応の体制も含め、具体的に、いつ、どれだけ、どの程度準備する必要があるのか、その点についてお聞かせください。

4点目として、全体的な答弁の中に、窓口に来られる方とか、電話での相談の方、ウェブでのお知らせ、国からの案内通知の周知とのことでしたが、高齢者などの方

には、もう少し丁寧に、地域包括支援センターとか民生委員、地域ネットワーク、また自治会などを通して、必要な方に確実に伝える取組が必要ではないかと。伝わるところまでしっかりと見届ける必要があると思いますけども、そのお考えについてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

2つ目の部分ですね、休日交付、夜間交付についても、平日来庁できない方への対応が必要と考えるかということだったと思います。カードの申請サポートにつきましても、休日・平日・夜間、交付日に合わせて予約制にして行っており、今後も継続して実施してまいります。

それから、更新の案内の届いた方からの問合せ等、増加が予測されるというところで、具体的に、いつ、どれだけ、どの程度の対応する必要があるのかという3番目のご質問に対してです。増加が予測される市民からの問合せ、窓口での交付、申請受付事務においても、確実かつ効率的に対応できるよう、令和8年度におきましても、会計年度任用職員を含め、適切な職員数の確保を行い、安定した窓口サービスを提供してまいります。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目で、健康保険証としての利用を含め、様々な行政サービス等ができなくなる旨を具体的にどのように知らせているのか、健康保険証についてということだったと思うんですけども、電子証明書等の更新の周知につきましては、個別に案内通知、案内が通知されておりますが、加えてマイナ保険証については、有効期限の3か月前から3か月後まで、医療機関、薬局で使用する際、カードリーダーに更新をお知らせするアラートが表示されまして、更新を促す仕組みとなっております。

更新しないまま受診しても、3か月間はマイナ保険証としての利用は可能ですが、健康保険証以外の機能、例えば、診療情報や薬剤情報の提供はできなくなります。こういった内容を国保では、チラシやウェブサイトで具体的に周知し、速やかな更新につなげているところです。

次に最後の4点目、高齢者などにはもう少し丁寧に伝える仕組みが必要ではないかということにつきましては、マイナ保険証の周知の取組としましては、自治会等に対しては、区自治会会長会議や市政懇談会で周知チラシを配布いたしました。ま

た、民生委員に対しましては、高齢者世帯調査説明会において、マイナ保険証の周知及び高齢者に対する説明の協力をお願いしてまいりました。加えて、今後は地域包括支援センターにおけるケアマネジャーを対象とした研修会の機会や、それから介護事業者等とのラインワークスを活用したネットワークを通じて、高齢者の皆様に、電子証明書の有効期限が切れたら更新手続きが必要になりますよ、更新はしましたかなどの声かけについて、ご協力をお願いしたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 2つ目の質問です。男性へのHPVワクチン接種について、その必要性の認識と、本市での情報提供及び支援の在り方についてお尋ねをいたします。

HPV、ヒトパピローマウイルスは、女性の子宮頸がんの原因ウイルスとして広く知られております。しかし、実際には男女ともに感染するものであり、男性においても、咽頭がん、陰茎がん、肛門がんなど、将来の健康に影響する疾患のリスクとなることが、国内外の研究で明らかになっております。今年8月に日本でも9価HPVワクチンの男性への接種が承認されました。男性もHPV感染により肛門がんや尖圭コンジローマなど、疾患に罹患するリスクがあり、ワクチン接種でこれらの疾患を予防できます。

子宮頸がん及びHPV関連がんを減少させるために、男女ともに予防していくことが重要と考えます。9価ワクチンは、2014年12月にアメリカで承認されて以来、多くの国と地域で承認されており、現在では80以上の国で男女ともに定期接種となっております。HPVワクチンを男女双方に接種することで、社会全体のHPV感染率を下げ、集団免疫効果が得られるといった報告もあるそうです。

男女ともに公費で9価ワクチン接種を推進してきたオーストラリアでは、男女ともに接種率が高く、子宮頸がんが、近い将来撲滅できると報告されております。G7諸国の中で男性への定期接種が実施されていないのは日本のみとなっているのが現状です。日本では、現在、男性への任意接種は全額自己負担であり、9価ワクチンを3回接種すると10万円と、接種費用が大変高額です。

こうした状況を受け、国の定期接種を待たずに、自治体独自で任意接種費用の助成を開始する動きが全国的に広がっており、現在、60以上の自治体において任意助

成が実施されております。岩出市においても、女子の接種率は改善傾向にある一方、男子については、案内、理解、接種判断のいずれも十分とは言えない状況であるのではないかと感じます。

保護者が男子にも接種の意義があることを知らないため、判断に迷うケースが多い。丁寧な情報提供があれば、必要な家庭に知識が届きやすくなるといった全国的には医療現場からの意見もあるそうです。自治体として、情報提供、支援が必要であると考えます。本市でも、まずは男性接種の必要性への理解と市民への正確な周知が不可欠であると考えます。

その上で、他自治体の状況や市民ニーズを踏まえ、今後の支援の在り方を検討していくことが重要ではないでしょうか。

そこで、4点についてお尋ねします。

1点目として、男性へのHPVワクチン接種について、積極的に情報提供する考えはあるのか。

2点目として、医師会とも連携し、リーフレットの改善、学校を通じた周知、相談機会の確保など、理解促進の施策は。

3点目として、全国で約60自治体の任意接種への独自助成を実施しているが、実施する場合の財政負担や効果について先進自治体を調査研究する考えは。また、市民ニーズを把握する考えについて。

4点目として、任意接種への市独自助成についての見解についてお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員ご質問の2番目、男性へのHPVワクチン接種について、1点目と4点目を一括してお答えいたします。

HPVワクチンは、もともと子宮頸がん予防のために導入されました。HPVは男女問わず感染するウイルスであり、特に男性への接種については、肛門がんや尖圭コンジローマに対する予防効果が期待できることから薬事承認され、9歳以上15歳未満の男性を対象に任意接種が可能になっています。また、定期接種化については、国の審議会において、予防する対象疾病、安全性、接種回数等に関する最新の科学的根拠の収集や評価を行いながら、継続的な議論が進められているところでございます。

市としましても、HPVが原因となるがんの予防や、性的接触で感染が広がるな

ど、感染予防の観点からも、男性へのHPVワクチン接種を検討する必要性があるとは認識しております。現時点においては、積極的な情報提供や任意接種への市独自の助成について実施する予定はございませんが、他市町村や県、国の動向を注視してまいります。

続いて、2点目の医師会との連携についてですが、那賀医師会とは予防接種検討委員会を年1回開催し、次年度の予防接種体制について検討しておりますが、現在のところ、医師会から男性へのHPVワクチン接種への助成の要望などはございません。また、公的な男性のHPVワクチンに関するリーフレットも作成されておられません。

学校を通じた周知については、国の審議会においても継続的な議論が進められている中、定期接種となっていないワクチンについて、小・中・高校の児童生徒に対して周知する考えは今のところございません。

なお、相談機関につきましては、相談があれば、いつでもこども家庭センターまで相談していただければと思います。

続いて3点目、先進自治体の調査研究や市民ニーズを把握する考えについてお答えいたします。

市としましても、男性へのHPVワクチン接種の検討の必要性は認識しておりますので、まずは国の審議会での内容や、アンケート調査の結果等を研究するとともに、先進自治体への聞き取りも行いながら研究してまいりたいと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 ご答弁いただきました。このHPVワクチンは、依然として不安や誤解が残る一方、正確な情報に基づいた理解が進めば、将来のがん予防に大きな効果を持つと言われております。男性への接種は、個人の健康のみならず、女性の子宮頸がん予防にもつながるという点で、地域全体の健康を守る取組でもあります。

本市の未来を担う子供たちの命を守るため、男女を問わず、必要な情報を得て、誤解のない選択ができる環境を整えることは、市として極めて重要な責務であると考えます。

国の制度化を待つだけでは遅いという判断だからこそ、全国に広がりつつある任意助成ではないかと思えます。本市としても、将来のがん発症を減らされるのであれば、まず実態調査からでも早期に取り組む必要があると思えますが、再度ご意見のほうお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 繰り返しの答弁となりますが、市といたしましても、男性へのHPVワクチン接種の検討の必要性は重々認識しておりますので、先ほども申しましたけども、国の審議会などの内容やアンケート調査結果等を研究、直ちにいたしまして、先進地域への実態の聞き取りというのも行いながら、研究を進めてまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時40分から再開いたします。

休憩 (10時19分)

再開 (10時40分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番目、西野峻也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

西野峻也議員。

○西野議員 おはようございます。3番、西野峻也です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答にて質問を行います。

今議会では、空き家対策について、健康増進施策についての2点をお伺いいたします。

最初に、空き家対策について質問を行います。

近年、全国的に空き家の増加が大きな社会問題となっております。空き家率は全国で13.8%、和歌山県では21.2%と、徳島県と同水準で、全国で最も高く、岩出市は12.1%と、全国平均を下回ってはおりますが、本市におきましても、今後、人口減少や高齢化の進行に伴い、防災、防犯、景観面での課題が懸念されていることと思います。

また、岩出市は大変住みやすく便利なまちであり、県内外から転入先として、とても人気のある優れたまちであると認識しております。しかしながら、近年の物価高騰や金利上昇により、新築の住宅価格も非常に高騰しており、家を建てたくても建てることのできないといった方々が増加しており、全国的にも中古住宅の需要が

非常に高まっております。

また、空き家の店舗化や共有スペースとして利活用、カフェや理髪店、学習スペースや子育て支援拠点など、様々な活用例が全国的にも増えてきております。利用可能な空き家への転入や住居以外での利活用、市としてもさらに推進することにより、定住人口、交流人口の増加につながり、まちのさらなる活性化につながるのではないのでしょうか。

そこでご質問いたします。利用可能な空き家の利活用に対する市の考えをお聞かせください。

次に2点目として、令和6年に広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、二地域居住者に、住まい、なりわい、コミュニティを提供する活動に取り組む法人の指定制度の創設、二地域居住推進のための協議会制度が整備されました。さらに、国によるふるさと住民登録制度の仕組み構築を目指して検討しております。現在、二地域居住に関しては、納税の問題など、まだ不確定のことが多数ございますが、国による二地域居住の推進は、今後、地方にとってはメリットの多い取組になってくることと思われまます。

二地域居住者は、定期的に地域を訪れ、消費活動を行ってくれるため、観光客以上完全移住者未満の経済効果を継続的に生み出してくれるとのことと予想されます。交流人口の増加は、間違いなく地域活性化につながり、また二地域居住が空き家問題の対策になることも考えられ、取組次第では、空き家の管理不全状態の解消と有効活用の両立が可能となると思われまます。

そこでご質問いたします。二地域居住の推進に対する市の考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めまます。

事業部長。

○岡崎事業部長 西野議員ご質問の1番目、空き家対策についての1点目、空き家の利活用に対する市の考えは、についてお答えいたします。

空き家の利活用については、賃貸、売却、解体の3つの選択肢が上げられます。市では、空き家対策の重点事業として、令和5年度から利用可能な物件をお持ちで日常の管理にお困りの方に対し、空き家バンク事業、また老朽化や管理不全による居住できないなど、除却を希望される方に対し、地域都市再生事業に取り組んでおります。

議員ご質問の利用可能な空き家につきましては、利用価値のあるうちに、賃貸、

売却による活用が最も有効であるため、市では、民間不動産との媒介契約のないものに限り、掲載要件もございしますが、まず空き家バンクの活用をお勧めいたします。空き家バンクは、空き家を売りたい人、貸したい人と、借りたい人、買いたい人を結ぶマッチングサービスで、公が実施することで信頼性も高く、掲載料などの費用抑制、移住・定住者への物件紹介など、効果も高いと考えております。

また、相談窓口だけではなく、市内未利用物件への活用推進を図るため、市では、毎年、上水道データによる未利用物件調査を実施し、令和6年で315件、令和7年で366件の未利用物件所有者などに対し、ダイレクトメールによる空き家バンクの活用推進に取り組んでおります。

市といたしましては、所有者などの空き家の維持管理に対する負担に加え、年数がたつことで、物件の老朽化、相続の複雑化が進み、管理不全空き家、特定空家となってしまう前に活用方向を決め、対策を講じることが重要であると考えております。

次に、2点目の二地域居住の推進に対する市の考え方は、についてお答えいたします。

二地域居住は、都市と地方など異なる2つの地域に生活拠点を設けるなど、暮らし方のことで、移住とは異なり、今の生活をそれほど変えることなく、並行して新たな地域で生活することができるため、生活の自由度や充実度が高くなることから、新しいライフスタイルとして注目されています。また、地方にとっては、都市から地方への人の流れが生まれることにより、雇用の創出や消費の拡大、地域の担い手や後継者の確保など、メリットがあると考えております。

空き家対策の視点から見れば、地方の空き家を活用することで、空き家の有効利用が図られるとともに、市の活力創生や関係人口の創出につながるものと考えております。市といたしましては、今後も、わかやま空き家バンクに参加することで、移住や二地域居住などを希望する方の住まい探しの支援とともに、空き家の利活用の促進に取り組んでまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 1点再質問いたします。

近年、人口減少や経済の縮小など、様々な状況から、行政単独で多くの課題に対応するのは難しくなっており、本市を取り巻く環境も今後厳しさを増すことと思われまます。こうした中、民間事業者や地域団体のノウハウを活用させていただく

官民連携によるまちづくりの重要性が全国的にも高まっております。官民連携によるまちづくりは、事業委託や民営化ではなく、お互いに対等な立場で、意見、目的を共有しながら、地域活性化を目指すものと認識しております。

空き家活用においても、現在、多くの自治体で様々な形で官民連携による空き家、土地の利活用が行われており、宿泊施設や飲食店、交流施設などにすることにより、官民連携による地域活性化に取り組む自治体が増えております。官民連携まちづくりは、この先、まちの活性化には必要不可欠となってくることと考えられます。

そこでご質問いたします。官民連携での空き家の利活用に対する市の取組や考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○岡崎事業部長 西野議員の再質問、官民連携での空き家の利活用の取組や考え方について、お答えいたします。

現在、市で実施している空き家の利活用に係る官民連携については、空き家に関する総合的な相談窓口として、空き家相談センターわかやまと連携し、空き家相談者への支援として、空き家の利活用も含めた総合的な相談に対応していただいております。また、県と共同で実施している空き家なんでも相談会については、所有者などからの個別の相談に対応できるよう、和歌山県建築士会、和歌山県司法書士会、和歌山県宅地建物取引業協会、和歌山県土地家屋調査士会、和歌山県不動産鑑定士協会、ミチル空間プロジェクト、和歌山県行政書士会、和歌山県弁護士会、日本賃貸住宅管理協会の協力を得まして、利活用も含めた様々な事案に対応しています。

また、岩出市の空き家等対策について、調査、審議の場となる岩出市空家等対策協議会においては、ミチル空間プロジェクト、和歌山県司法書士会、和歌山県土地家屋調査士会、和歌山県建築士会那賀支部、不動産事業者といった民間の団体の方々にご参加いただき、市の現状や取組についてご意見をいただいております。

市といたしましては、今後も岩出市の空き家の現状を踏まえた上で、必要に応じて民間の力をお借りするとともに、土地利用及び販売に対する官民連携体制の可能性につきまして、調査研究を進めながら、引き続き空き家等対策に取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

西野峻也議員。

○西野議員 次に、2番目の健康増進施策について質問を行います。

現在、全国的に少子高齢化が進行しており、岩出市においても高齢化率の上昇、生活習慣病の増加が課題となっていることと思います。健康寿命の延伸は、市民一人一人の生活の質を高めるだけではなく、医療費や介護費の抑制にもつながる重要な行政課題だと認識しております。

そのためには、病気になってからの対処だけではなく、病気をあらかじめ予防しようという観点から、健康増進法の下、岩出市でも健康増進施策をより一層推進していく必要があります、様々な取組を行っていることを認識しております。

その取組の中でも、健康ポイント事業と特定健診受診率向上に向けた取組についてお尋ねします。

1点目、過去3年間の健康ポイントの事業登録者数をお聞かせください。

2点目、特定健診の受診率、こちらも過去3年間をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 西野議員ご質問の2番目、健康増進の施策について、にお答えいたします。

まず1点目、健康ポイント事業の登録者数について、過去3年間の応募者の実績で申し上げますと、令和4年度、244人、令和5年度、287人、令和6年度、296人となっております。

続いて2点目、特定健診の受診率についても、本市国民健康保険の過去3年間の実績で申し上げますと、令和4年度は36.2%、令和5年度、38.3%、令和6年度、39.7%となります。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 2点質問いたします。

健康ポイント事業については、健康づくりに関心の高い一部の市民にとどまり、登録者数の増加が少し限定的であるように感じます。特定健診においては、岩出市が比較的平均年齢が若いことを考えると、本市の受診率は、県の平均受診率と同水準であり、本市の取組の成果が出ているように感じます。しかしながら、生活習慣病の早期発見、重症化予防の観点からも重要な取組であり、さらなる受診率の向上

を目指す必要があることと認識しております。

そこで質問いたします。健康ポイント事業の登録者数増への取組をお聞かせください。

2点目、特定健診受診率向上のための今後の取組をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 西野議員の再質問にお答えします。

まず1点目、健康ポイント事業の応募者増の取組としましては、応募をオンラインで行えるよう、ロゴホームでの受付の実施や、若いときからの健康習慣が重要と考え、今年度から対象者を20歳以上に拡大しております。また、クリーン缶トリーや市民運動会、ふれあいまつり等のイベント時に事業の周知に努めているところでございます。

次に、2点目の特定健診受診率向上のための今後の取組につきましては、これまで未受診者対策として、未受診者への電話勧奨のほかナッジ理論、ナッジ理論というのは、人々が望ましい行動を自発的に選べるように促す行動経済学の理論なんですけれども、この理論を利用した受診勧奨はがきの送付、それからウェブサイト上から医療機関に電話予約できるデジタル受診勧奨、それからショートメッセージを活用した受診勧奨、それからかかりつけ医からの受診勧奨を実施し、年々受診率が向上しております。今後も、これらの事業を引き続き実施してまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 1点ご質問いたします。

健康ポイント事業については、せっかくこのようなすばらしい事業を行っているので、より多くの市民の方々に参加してもらうためには、利便性の向上と、継続しやすい仕組みづくりが重要と考えます。近年では、老若男女を問わず、多くの方がスマートフォンを利用されております。スマートフォンを活用し、歩数や運動量を自動的に記録し、ポイント付与までを一体的に行う健康増進アプリを導入している自治体も増えております。

近くの自治体では、資料にございますように、海南市や有田市、お隣、紀の川市でもフレイル予防事業としまして、65歳以上で、アプリを導入した取組も行われております。そうしたアプリを活用した健康増進事業に取り組んでおられるまちがご

ございます。こうしたアプリを活用することで、市民の方々が楽しみながら健康づくりに取り組めるとともに、幅広い世代への参加促進にもつながることと思われま

そこでご質問いたします。アプリを活用した健康ポイント事業を行う考えはございますか。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 西野議員の再々質問にお答えいたします。

アプリを活用した健康ポイント事業を行う考えは、とのことですが、議員ご質問のとおり、スマートフォンを活用し、アプリによるポイント事業を実施している市町村があることは認識してございます。しかし、アプリの導入には数百万円の初期費用と維持管理費用が必要となりますが、先ほど答弁しましたとおり、本市は健康ポイント事業の応募者が300人弱であり、まずは市民にしっかりと事業の周知をしてまいりたいと考えております。

また、海南市や有田市の健康ポイント事業は、順調に利用者が増加していると聞いておりますが、平成29年から県がアプリを使って実施した健康づくり運動ポイントのほうは利用者が伸びず、令和5年度末で終了したとの経緯もございます。一言でアプリといっても機能は様々であり、まずは現事業の周知に取り組むとともに、アプリについても研究してまいります。

○玉田議長 これで、西野峻也議員の2番目の質問を終わります。

以上で、西野峻也議員の一般質問を終わります。

通告4番目、10番、田畑正昭議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 10番、田畑正昭です。議長の許可を得ましたので、一問一答形式にて、3つ質問させていただきます。

まず、物価高騰対策についてお聞きいたします。

現在、物価高が継続する中、地方公共団体が地域の実情に応じた生活費、事業者の支援を行えるよう、国は重点支援地方交付金のさらなる追加を行う方針を示しています。その中でも、食料品の物価高騰に対する特別加算を必須項目として示し、総額4,000億円規模の特別枠を各市町村に措置する予定とも聞いています。食料品の値上がりは、市民生活に直結する深刻な課題であり、市民の関心も極めて高い状況です。

そこで1点伺います。本市として、物価高騰対策として何に焦点を当て、どのような支援を市民に提供していくのか、基本的な考え方をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 田畑議員のご質問にお答えをいたします。

これまで市における物価高騰支援については、市の実情に応じて、実施する推奨事業メニューの事業としては、物価高騰による影響が広範囲に及ぶことを踏まえ、事業の効果が市民や事業者に広く波及する水道基本使用料の免除を行ってまいりました。また、子育て世帯の支援として、紙おむつの支給や児童福祉施設に対する補助を行ってまいりました。

ほかには、国から実施が要請された給付金の支給については、低所得世帯だけではなく、物価高騰により家計が急変した世帯に対しても、市独自で支援策として実施をいたしました。

このたび国において閣議決定がされた強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援交付金を拡充することが盛り込まれており、特に食料品の物価高騰に対応するための特別加算が設けられることとされたことから、本市においては市民1人当たり6,000円の商品券をお配りする事業を実施すべく、検討を進めております。

今後、国の補正予算成立後に、市補正予算を編成いたしまして、可及的速やかに配布が行えるよう努めてまいります。

なお、ご質問の詳細につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員のご質問にお答えいたします。

令和7年11月21日に閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策におきまして、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれ、国からは交付金を活用した物価高騰対策の早期執行に向けた準備を進めるよう要請があったところでございます。

重点支援交付金の拡充内容につきましては、これまでの推奨事業のメニューの中に、新たに食料品の物価高に対する特別加算、これが設けられまして、食料品の物価高騰による負担を軽減するプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるおこめ券、食料品の現物給付などの支援が事業例として示されております。

しかしながら、この重点支援交付金の拡充については、政府補正予算案の国会審議が今継続中でありまして、未済でございます。内容に変更があるおそれもありますので、本市に配分される交付限度額も未定ではあります。このようなことを踏まえまして、本市におきましては、市民1人当たり6,000円の商品券をお配りする事業を実施すべく検討を進めております。国の補正予算成立後において予算措置を行い、早期の配布ができるよう努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 国は今回の支援策において、市民への還元額を最大化するため、事務コストの最小化を徹底することを強調しています。紙の商品券やおこめ券は、印刷費、発送費、換金事務などのコストが大きく、結果として、市民への還元額が削られてしまう場合があります。他市では、商工会と連携してデジタルクーポン型のプレミアム商品券を導入し、事務コストの削減、利用者の利便性向上、加盟店の換金処理の迅速化などの成果が出ています。

そこで2点伺います。本市が、今後、物価高騰対策を進める上で、デジタルを活用して事務コストを抑え、より多くの市民へ還元する方向性についてどのようにお考えでしょうか。

また、本市として紙方式だけでなく、商工会が発行するデジタルクーポン型プレミアム商品券を導入する考えについてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再質問に、一括してお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、紙の商品券では事務コストが多額となりますが、デジタル型についても、導入済みの自治体から、初期構築コスト、システム維持に多額のコストを要するという意見もございます。費用対効果について十分検証する必要があると考えております。また、デジタルに恩恵を享受できる方とそうでない方の格差、デジタルディバイドの部分もございますので、これを解消していくことも課題であるとは考えております。

いずれにしましても、本市における物価高騰支援につきましましては、様々な検討を行いながら進めてまいりたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これでは、田畑正昭議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 近年、全国的に発達障害や発達特性のある子供が増えてきていると言われており、早い段階で気づき、必要な支援につなげることがますます重要になっています。本市は、県内でも子供の割合が多い自治体であり、就学前から就学後へと進む時期に、子供と保護者をしっかり支える体制づくりが求められています。

子供たちの発達障害や発達特性を知るための取組は様々ありますが、就学児健診と5歳児健診があります。就学児健診は、翌春に小学校へ入学する子供、つまりその年度に6歳になる子供を対象に、健康状態や発達の様子を確認し、安心して学校生活を始められるようにするための健診です。視力、聴力、歯科、内科などの健康チェックを中心に、学校生活に支障がないかを事前に把握し、必要があれば専門機関や医療機関につなぐ役割があります。

5歳児健診は、国が進めている就学前から就学後へつなぐ支援の考え方にに基づき、5歳の時期に子供の発達や生活の様子を確認するための健診です。1歳半、3歳児健診の後、特性が見えやすくなる時期に行うことで、言葉や行動、社会性などの発達の気がかりを早めに見つけ、必要な相談や支援につなげる早期支援の入り口として位置づけられています。

本市では、現在、就学時健診での発達特性の検査を行っておりますが、来年度から5歳児健診も導入することを検討していると聞いています。

そこで2点お伺いいたします。現在の就学児健診において、発達特性の項目では、どのような内容で健診を行っているのでしょうか。また、同様に、来年度導入を検討している5歳児健診はどのような内容で健診を行う予定であるか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 田畑議員ご質問の2番目、子供の発達障害、発達特性の健診についての1点目、就学時健診についてお答えいたします。

学校保健安全法第11条において、市町村教育委員会が、当該市町村の区域内に住所を有する者の就学に当たって、その健康診断を行わなければならないと規定されております。健康診断の健診項目は、学校保健安全法施行規則の第3条に定められており、議員ご質問の子供の発達障害、発達特性の健診に関連する内容として、第

10号に、その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系統について検査するものとし、知能については、適切な検査によって知的障害の発見に努めるとされております。この内容に基づき、本市では、知的発達スクリーニング検査を実施し、合計得点と満年齢により、知的発達の程度を、より専門的な精査が必要、または今後経過観察が必要、それから専門的な精査等は不要の3段階で判定を行っております。

検査の方法は、子供10人から15人程度を1グループとしまして、3人、4人の教員で検査の様子を記録いたします。全13問で、当てはまるものに丸をつけたり、簡単な図形の模写をしたりする問題があり、検査時間は15分から20分です。本検査は、知的発達の遅れや偏りの可能性があるかどうかをおおよそ把握するためのスクリーニング、いわゆる早期の気づきでございますが、を目的としているので、保護者の同意を得た上で、家庭や保育所、幼稚園等での日常生活の様子や、成育歴、これ以前に受けた発達検査の結果、保健福祉部局が行う乳幼児健診結果等を参考にしながら、配慮や支援の必要性について総合的に判断しております。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 田畑議員ご質問の2番目の5歳児健診の取組内容についてお答えいたします。

5歳児健診は、母子保健法第13条に規定されており、岩出市においては、集団生活を送る上で求められる社会性や学習に必要な力が育っているかを確認するとともに、発達につまずきや発達障害など、心身や社会的に支援が必要な幼児を早期に発見し、子供の特性に気づき、その特性に合わせた適切な支援につなげていくこと、また生活指導やその他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持増進を図ることを目的として、令和8年4月からの実施を検討しているところでございます。

取組内容といたしましては、現行の1歳半健診や3歳児健診と同様の集団健診方式で、岩出市総合保健福祉センターで、5歳のお誕生日月に実施しようと考えているところです。当日の流れにつきましては、身体計測や小児科医の診察に加え、5歳児の発達段階に特化した集団遊びを取り入れようと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 5歳児健診で気づきがあった場合に、保護者が必要な支援につながるよう、切れ目のないフォローアップ体制について、今後の方向性をお伺いいたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

5歳児健診のフォローアップ体制につきましては、再来所や訪問、それから所属先の集団への訪問指導や公認心理師の発達相談、それから理学療法士、それから言語療法士、作業療法士による発達相談などの体制を整えていくことを検討しているところでございます。

また、教育支援委員会に向けて、教育委員会や、それから各学校への情報提供や意見交換するなど、就学を見据えた必要な支援につながる関わりを今まで以上に強化していきたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、田畑正昭議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

田畑正昭議員。

○田畑議員 近年、各地で火災による大きな被害が相次いでおり、住宅火災の恐ろしさや、被災後の生活再建の難しさが改めて実感されています。

本市においても、私の住む地域で火災事故が発生し、身近な生活の中にある危険を痛感したところです。火事を起こさないことが何より重要であることは言うまでもありません。しかし、もし不幸にも火災が発生し、市民が被災してしまった場合、その精神的ショックや経済的な負担は非常に大きなものとなります。こうした状況に寄り添い、行政が提供できる支援をワンストップで分かりやすく案内し、被災者の不安を軽減していくことが大切ではないかと考えております。

そこで伺います。火災によって被災した市民が、必要な行政手続や支援制度の内容はどのようなものがあるか。また、フォロー体制はどのようになっているか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員、3番目のご質問、火災による被災者支援について。火災による被災者の行政手続など、支援体制は、についてお答えいたします。

本年、岩出市では11月末現在、12件の火災が発生しております。火災によりお亡くなりになられた方に心よりお悔やみ申し上げるとともに、被害に遭われた方には

心からお見舞いを申し上げます。

火災による被害を受けられた方への支援につきましては、那賀消防組合と市で、各種手続や支援制度の一例についての内容を記載した「火災による被害を受けた方へ」をお渡しし、当事者の方やご家族の今後の生活のためにどのような手続があるのかをお知らせしております。

その内容は、消防署での手続については、火災損害届の提出、罹災届証明書の発行手続に関するものについて掲載しております。また、市役所での手続として、火災、建物火災による廃棄物の処分方法について、火災の被害程度による見舞金及び救援物資の支給について、市税の減免制度について、保険料等の減免制度について、その他、印鑑証明等の申請・再交付などについて、公営住宅居住者相談など、担当窓口がどこになるかをまとめて掲載しております。その他の関係機関での手続では、国税の減免制度、建物登記関係について、自動車・軽自動車関係、廃車等ですね、廃車申請等について、年金手帳等の申請・再交付などについて、公共サービス関係として、電話、電気、都市ガス等の関連する各事業所の窓口を掲載しております。

被害に遭われた当事者の方におかれましては、おのおの状況が異なるため、必要となる手続の窓口に問合せをいただく必要がございますが、市役所へ来庁された際には、関連部署で情報を共有し、手続に係る負担を少しでも軽減できるよう、支援体制に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

田畑正昭議員。

○田畑議員 所管の連携によるワンストップでのフォローというのはできないんでしょうか。もしできないのであれば、各所管への橋渡しなどはできないのか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

火災に遭われた方へのワンストップの窓口の設置、これについては現在のところ考えておりませんが、被災者の方から相談があった際には、状況を聞き取らせていただいた上で、関係各課と連携を図り、少しでも被災者の負担を減らすために、寄り添った対応に努めてまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長　これで、田畑正昭議員の3番目の質問を終わります。

　　以上で、田畑正昭議員の一般質問を終わります。

　　通告5番目、12番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

　　尾和正之議員。

○尾和議員　皆様、お疲れさまでございます。12番、尾和正之議員でございます。

　　それでは、議長の許可を得ましたので、不法投棄問題と防止対策について、この視点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

　　この質問は、一、二か月前に市民の方々から相談、要望を受けた際に出た話であり、市民の方々が、どうしたらいいか分からない中で、あらゆる情報を得て、よりよく生活をするために改善策を模索した訴えであります。

　　この問題をどのように対処したらいいかといった市民の声を一般質問で市政に届けることで、現状を認識していただき、きめ細やかな考察から提案することで、今後の改善や取組につながり、より市民の住民サービスの向上に向かうものと考えています。また、市民の方々への周知、対応にも必要なことだと思っておりますので、この視点に関して、誠意ある答弁をしていただきたいと思います。

　　それでは、不法投棄問題と防止対策について、5点お伺いします。

　　まず初めに、不法投棄とは、廃棄物の適正な処理を行わず、みだりに道路や公園、山林、河川敷、空き地など、ルールを守らず、捨てたり、ポイ捨てをしたりする行為で、一般廃棄物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）で禁止された犯罪であります。違反すると5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金で、法人なら産業廃棄物で3億円以下に科せられます。

　　現状、多くの自治体で問題になっており、時の世界情勢下のごみの取扱いや、コロナ禍からの影響、現在の物価高騰の波紋など、多種多様な理由の中で、一向に解決、対策が難しいのも現実であります。これは単にごみが捨てられているというごみ問題にとどまらず、本市の美観を損ない、自然豊かな環境や生活環境を著しく悪化させることにより、市民の日常生活に悪影響をもたらす犯罪行為であるとともに、治安維持に悪影響をもたらすものと認識しております。

　　今回の不法投棄問題と防止対策については、本市がどのように対応するところなのかと、市民の方々が私有地に不法投棄された場合、どうすればいいのかを明確に答弁いただき、周知していただきたいと思いますと考えております。これらを踏まえた視点で質問を行います。

1 点目としまして、幾つかの自治体では、不法投棄を未然に防止するために、早期発見による早期対応が重要と考えており、ごみのごみを呼ぶことのないよう、パトロールや市民通報等を通じて、不法投棄現場の早期発見に努めているとのこと、また不法投棄廃棄物等回収事業や不法投棄監視等事業など、他市の自治体では、警察のOB数名と日中と早朝、夜間と交代制でパトロール強化をしているところもあるとのことです。

本市の不法投棄への対応とその把握方法について、1 点目お伺いします。

2 点目としまして、市内の過去の3年間の不法投棄件数と、そのうち投棄した者が特定できずに、市が処理した件数はどれくらいあったのか。また、処理費用として市が行ったものについてお答えください。それと同様に、市民からの通報、苦情、相談件数についてもお答えください。

3 点目としましては、現状、他の自治体で今までの不法投棄防止対策として、不法投棄防止サテライトを設置したり、巡回パトロールを強化したり、民間企業を通報協力他団体に指定したり、警察との連名で、看板に具体的な罰則を掲示し、注意喚起や抑止に努めているが、不法投棄の手口が年々巧妙になり、件数と対策に研究・検証が必要と苦慮しているところが多いように感じられます。

本市でも不法投棄防止のための対策は十分と考えているのか。また、今後の方針についてお答えください。

4 点目としまして、今回の質問は、私有地に不法投棄されており、どうすればいいのかという困惑と処理対応についての相談でありました。廃棄物処理法では、不法投棄された廃棄物は誰が処理するのか、答弁願います。

5 点目としまして、本市で不法投棄があった場合、関係機関との連携についてもお答えいただきたいと思います。

この5点について、お答えください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員ご質問の不法投棄問題と防止対策について、にお答えします。

まず1点目の不法投棄への対応は、またその把握方法は、につきましては、毎月3回、職員2名による不法投棄パトロールや、不法投棄禁止看板の配布を実施しております。また、把握方法につきましては、不法投棄パトロールでの発見や市民からの通報によるものです。

2点目の過去3年間の不法投棄の件数につきましては、令和4年度、18件、令和5年度、5件、令和6年度、6件です。そのうち投棄した者が特定できずに市が処理した件数につきましては、令和4年度、8件、令和5年度、4件、令和6年度、6件であり、全て市道など、公共施設敷地内の件数です。

処理費用につきましては、クリーンセンターにて他の廃棄物と一緒に処理をしていますので、不法投棄に係る処理費用としては把握しておりません。

また、市民からの通報・苦情相談件数につきましては、令和4年度、10件、令和5年度、1件、令和6年度、ゼロ件です。市民の皆様への不法投棄防止に対するご理解もあり、不法投棄の件数は年々減少傾向となっています。

3点目の不法投棄防止のための対策は、また今後の方針は、につきましては、先ほども申しました、月3回の不法投棄パトロール、広報紙での周知、岩出警察署と連名による不法投棄禁止看板の配布を実施しており、今後も引き続き関係機関と連携を図り、パトロールや周知活動に取り組んでまいります。

4点目の不法投棄された廃棄物は誰が処理をするのか、につきましては、不法投棄した者が判明している場合は、不法投棄をした者が処理をし、不法投棄した者が不明の場合は、土地の所有者の責任において処理していただくこととなります。

なお、この場合のクリーンセンターへの持込みについては、本市のごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」による一般廃棄物となります。

5点目の関係機関との連携は、につきましては、不法投棄があった場合の情報共有を県の保健所と行っています。また、岩出市生活環境連絡協議会でも、月1回の不法投棄パトロールを実施しており、その状況も情報共有を行っています。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは再質問を行います。3点お伺いいたします。

1点目は、本市の不法投棄の対応についての規約や規則といった対応マニュアルはあるのでしょうか。

2点目は、4点目で答弁いただいた不法投棄された廃棄物は誰が処理するのかの答弁以外で、本市が市民にできる支援対策の有無はあるのかについてお答えください。

3点目は、ソーラーパネル2040年問題に関連して質問させていただきます。この問題は2010年代前半に大量導入された太陽光パネル、FIT制度初期が寿命25年から30年を迎え、2040年前後に大量破棄される時期に来るとのことで、廃棄処理の逼

迫、最終処分場の不足、有害物質による環境汚染、不法投棄のリスクなど、社会問題が今後懸念されております。

そこで、現在と今後のことを踏まえて、市独自の取組についての見解をお伺いたします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず1点目、市では不法投棄に関する規則や規約があるのか、についてお答えいたします。不法投棄に関しましては、廃棄物処理法第16条において、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと規定されていますので、本市では規則や規約を制定しておりません。

次に2点目といたしまして、不法投棄した者が不明の場合、市としての支援などは、についてお答えします。クリーンセンターで処分可能なものであれば、申請いただいで処分いたしますので、ごみ分別冊「ごみの分け方・出し方」をご覧くださいますようお願いいたします。

次に3点目、今後の市の独自の取組は、についてお答えいたします。本市では、不法投棄の件数が年々減少傾向となっていますので、引き続き不法投棄パトロールや広報紙、市ウェブサイトによる周知、不法投棄看板の配布などを進めてまいります。

なお、不法投棄パトロール以外においても職員が不法投棄防止の意識を持って取り組んでおり、先日も不法投棄者を発見し、警察に通報し、現行犯逮捕につながった事案もありました。引き続き不法投棄防止に取り組んでまいります。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時38分)

再開 (13時13分)

○玉田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、13番、牛田佑佳議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 議席番号13番、牛田佑佳。議長の許可を得られましたので、一般質問を始めます。

まず初めに、1点目、高齢者移動支援の現状と今後の方向性について。

高齢化が進む中で、いわゆる移動弱者、買物弱者と呼ばれる方々への支援が大きな政策課題となっています。和歌山県においては、自家用車を中心にした生活をされている方、非常に多く感じております。便利になりつつある岩出市にも免許返納や加齢による運転困難をきっかけに、日常生活そのものが制限されてしまう場合もあるとも感じております。

そのことから、本市においても、高齢者の課題は何かと、私は多くの高齢者の方と出会い、困り事は何かとお聞きしますと、これまで自家用車を中心に移動してきた一方で、年齢を重ねるにつれ運転が困難になり、移動手段を家族や近隣に頼めない場合は徒歩やバスになり、通院や買物に行きたくても、歩行が難しく行けない、重たい荷物を持ってバス停まで歩くのが難しいといった声が、地域の中から聞こえてきます。こうした移動の困難は、単に不便であるというのではなく、外出の機会の減少によるフレイルの進行や、心身の健康状態の悪化にもつながりかねない問題であると考えます。

一方で、公共交通の維持には多くの課題があり、地域の地理的条件や人口構成、財政状況などによって、最適な支援の在り方は異なります。そのため、他自治体の事例をそのまま導入すればよいというものでもなく、本市の実情を正確に把握した上で、将来を見据えた検討を行うことが重要であると考えます。

そこで、本市における高齢者や移動に不安を抱える方々の実態をどのように把握しているのか。また、現在の支援体制をどのように評価し、今後どのような方向性を考えているのかについて、順にお伺いいたします。

まず1点目、高齢者や買物弱者などの移動困難者の実態調査や現状把握はできているのか。

2、買物や通院が困難となった高齢者の相談窓口は。

3、免許返納者や運転が難しくなった高齢者に対し、移動手段をどのように確保していく考えか、お答えください。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の1番目、高齢者移動支援の現状と今後の方向性についてお答えいたします。

まず1点目、高齢者や買物弱者などの移動困難者の実態調査や現状把握はできているのか、についてですが、実態調査といたしましては、令和4年度に、65歳以上の一般高齢者と要支援・要介護認定者それぞれ1,500人に対し、高齢者の生活状況や意向等、アンケート調査を実施いたしております。

アンケート調査の結果は、まず外出の頻度については、一般高齢者では週1回以上の回答が94.5%、うち40%は週5回以上と回答しています。要介護等認定者では、週1回以上が67%、うち週5回以上は8.6%となっています。

次に、外出する際の移動手段については、一般高齢者では、自動車、自分で運転が70.6%と最も多く、続いて徒歩が39.8%、自動車、人に乗せてもらうが21.6%となっております。要介護等認定者では、自動車、人に乗せてもらうが51.3%と最も多く、続いてタクシーが22.5%、徒歩が19.6%となっています。

また、日常生活での不安や困り事については、一般高齢者では、通院の介助や手段についてが7.3%、日常の買物が4.3%であり、要介護等認定者では、通院の介助や手段についてが16.6%、日常の買物は15.1%となっております。

今年度においても、同様のアンケートを現在実施中であり、年度末までに集計と分析を行い、現状を把握してまいります。

続いて2点目、買物や通院が困難になった高齢者の相談窓口は、につきましては、地域包括支援センターが相談窓口となっており、相談者の生活状況等に応じて、地域で利用できるサービスを紹介しています。介護の必要はないが、買物や通院が難しくなったと感じている方には、ネットスーパーや移動スーパーといった商品を自宅まで届けてくれるサービスの案内や、通院については、岩出市巡回バスやタクシーの割引制度の情報の提供、乗り降りの介助が必要な方には福祉タクシーを紹介しております。

また、介護予防の申請が必要な方には、申請手続の支援や受けられるサービスについて説明しています。具体的には、ヘルパーサービスによる買物支援や介護タクシーを利用した通院支援など、介護度に応じて利用できることを説明しております。

今後も、高齢者が安心して生活できるよう、高齢者の困り事や不安を解消できるよう支援を行ってまいります。

続いて3点目、免許返納者や運転が難しくなった高齢者に対し、移動手段をどの

ように確保していく考えか、についてお答えいたします。本市では、交通弱者への買物、通院など、市内での日常生活の移動手段の確保を目的に、岩出市巡回バスを市内で3ルートを運行し、スーパーや病院の近くにも停留所が設けられております。また、那賀病院や紀の川市方面には紀の川コミュニティバスが、大阪方面には大阪方面路線バスが運行されております。一部区域では、民間の路線バスの運行もあり、加えて、市内にはタクシー会社が複数あることから、何らかの移動手段は確保されているものと考えております。

こうした状況において、65歳以上の高齢者には、岩出市巡回バスに無料で乗車できるあいあいカードを発行し、高齢者の移動支援に努めているところでございます。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 高齢者から免許返納後、買物で重たい荷物を持ちバス停留所まで歩けないとの声をよくお聞きします。かつらぎ町では、デマンド乗合交通「かつらいど」が、令和7年10月から実証実験をして運行されております。これは5人乗りのタクシーを事前に予約して乗り合って利用するもので、ほぼドアからドアの運行となります。高齢者が買物のために外出することは、フレイル予防にもつながります。高齢者の外出支援策として、今後、デマンド乗合交通の運行や、高齢者にタクシーチケットを交付するなどの考えはあるか、ご答弁をお願いします。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

かつらぎ町でデマンド乗合交通「かつらいど」が運行されているということで、今後、デマンド乗合交通の運行や高齢者にタクシーチケットを交付する考えはあるのかというようなご質問だと思いますが、かつらぎ町の交通政策係に尋ねたところ、かつらぎ町にはコミュニティバスが3ルート運行されており、町なかのルートは病院やスーパーがありますが、中山間地域のルートのアクセスは笠田駅だけとのことでした。中山間地域は、公共交通利用の範囲内となっている地域が多く、民間のタクシー会社も、かつらぎ町の町内には1社のみとのことで、本市とは環境条件が異なっております。

また、かつらいど運行のきっかけについては、これまで長年にわたり町議会からの要望があったことに加え、かつらぎ町のスーパー2店舗の撤退が、今回の実施の大きな要因になったとのことでした。

本市におきましては、先ほども答弁したとおり、65歳以上の方には無料で乗車できる岩出市巡回バスや民間のタクシー会社など、複数の移動手段が存在し、また市内にスーパー等も多く、こういった状況から、現在のところ、乗合交通の運行や高齢者のタクシーチケットについて実施する考えはございません。

○玉田議長 再々質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 高齢者の移動問題は、そのご家族、そして当事者である本人は、大変不安に思われます。それが孤立や孤独につながり、最悪の場合、孤独死などにつながることもあると考えております。

これから少子高齢化が進んでいくと思いますので、高齢者外出支援事業として、将来的に市の新規事業として実施する予定、またはほかの見通しや考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再々質問にお答えいたします。

高齢者外出支援事業として、将来的に市の新規事業として実施する予定があるのか、または見通しはあるのかとのことですが、本市では、今後、高齢化が本格的に進む状況となっておりますので、他施策とのバランスも考慮しながら、高齢者の外出支援について、また市町村等の事例も参考に研究してまいりたいと考えます。

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 次の質問に移ります。病児保育の現状とその課題について。

子育て世代を取り巻く環境は年々変化しております。本来ならば、親のどちらかが子供を育て、どちらかが家庭を支える。または共働きであっても、子供を育てる側の親は、その子供が病気になれば看病に専念できるという環境が必要であると考えます。ですが、この失われた30年、実質賃金がほぼ横ばい、または低下、そして働いても豊かにならない現状が長期化、このような状況にもかかわらず、税金、社会保険料が増えている問題、家庭環境では、地方から都市への就職移動などで親元を離れ、子育てする核家族化が進みました。

ほかにも様々な理由はございますが、それに伴って、共働き世代の増加、就労形態の多様化により、保護者が仕事を休めない状況になってしまっているのが事実で

す。そのような中で、子供が急な発熱や体調不良を起こした際、安心して安全に預けられる病児・病後児保育の存在は、子育てと仕事の両立を支える上で、非常に重要な役割を担っていると考えます。

一方で、病児保育は、感染症への対応や医療機関との連携、専門的な知識を持つ人材の確保など、運営する側にとっても負担が大きい事業であり、単に利用の件数だけで評価できるものではございません。だからこそ、利用実績だけでなく、本当に必要なときに必要な家庭が利用できているのかという視点から、現状を丁寧に確認することが大切であると考えます。

本市では、和歌山乳児院内の病児保育室「きらら」や、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターにより、病児・病後児保育に対応していただいておりますが、利用を検討する側の保護者から聞く声は、利用方法が分かりにくい、緊急時に申込みが間に合わないといった意見も上がっております。制度や利用方法について、市民の皆様十分に伝わっていない部分もあるのではないのでしょうか。

さらに、病児保育の必要性は、子供の年齢や家庭の状況によっても異なり、特に乳幼児期においては、保護者の負担が大きくなりがちです。そのため年齢別の利用状況や実際利用に至らなかったケースも含めて把握することで、より実態を基にした支援の在り方が見えてくるのではないかと考えます。

こうした点を踏まえ、本市における病児・病後児保育の現状をどのように把握し、どのような課題認識を持っているのか。また、今後の支援の在り方を検討する上で、考え方について、順にお伺いいたします。

1、本市の病児・病後児保育の現状をどのように把握しているか。

2、病児保育事業の定員は十分か。拡充の考えはあるのか。

3、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターには、病児保育が可能なスタッフ、このスタッフの会員は何名いるのか。

1については、利用状況、病児保育の利用を断らなければいけなかったことがあったのかも含め、お答えください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員ご質問の病児保育の現状と課題についての1点目と2点目について、一括してお答えいたします。

まず、本市の病児・病後児保育の現状をどのように把握しているのかについてですが、先ほど牛田議員のほうからもありましたように、現在、本市の病児・病後児

保育については、和歌山乳児院内にある病児保育室「きらら」及びいわで・きのかわファミリー・サポート・センターで対応していただいております。利用状況について、令和6年度の実績を申し上げますと、きららが69件、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターは利用者がありませんでした。

利用に際して、断らなければならないとの課題はあったのではということなんですけども、きららでは、今年度において利用者側の都合によるキャンセルが44件ありましたが、施設側でやむを得ず断ったケースも11件あり、感染症の流行状況等により、全ての子供を受け入れられなかったとのことでございました。

また、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターでは、利用会員、それから援助会員から成る育児相互援助を同センターの事務局で調整して行っておるんですが、送迎や一時預かりについては利用希望があったものの、病児預かりについては、利用会員と援助会員の相互の都合が合わずに利用には至らなかったとのことでした。

次に、病児保育事業の定員は十分か、拡充の考えはあるのか、につきましては、現在、きららの1日当たりの利用定員は2名となっております。例外として、兄弟が3名いる場合でも受入れをしてくれるなど、柔軟な対応をしていただいております。現状の利用状況を見ますと、定員に満たない状況であり、また施設側の人員確保の面からも、やっぱり定員拡充を要望する考えは、今のところございません。

それから、また、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターにつきましては、現時点では、受入体制に大きな問題があるとは考えておらないんですけども、利用者が利用しやすいように、会員の事前登録等について、周知啓発をさらに進めてまいりたいと考えております。

続いて3点目、いわで・きのかわファミリー・サポート・センターには、病児保育が可能なスタッフは何人いるのか、についてでございますが、現在、同センターには、研修を受けた病児保育が可能なスタッフ会員が37名登録されておりますが、これまで病児保育をした実績がある会員は3名とのことでした。

以上でございます。

○玉田議長 再質問を許します。

牛田佑佳議員。

○牛田議員 病児保育の必要性は、先ほどお伝えしたように、子供の年齢や家庭の状況によっても異なり、特に乳幼児期においては保護者の負担が大きくなると考えております。

利用の現状においては、令和6年のお調べいただいたところだと、令和6年度実績で申しますと、きらら69人の年齢別の件数、1歳が29人、2歳が12人、3歳が15人、4歳が6人、5歳が5人、6歳が1人、9歳が1人と、年齢が上がっていくにつれて少なくなっていると思われま。

そこで再質問です。1、利用者が少ないように思いますが、この1年間の原因の課題は何とお考えか。

2、利用を検討している保護者から聞く声は、利用方法が分かりにくい、緊急時の申込みが難しいといった意見が上がっているが、周知啓発の方法はどのようにしているのか。

3、和歌山市などで導入している「あずかるこちゃん」、このあずかるこちゃんは、24時間いつでもスマホで申し込めるネット予約サービス、LINEからも予約できるのですが、このようなサービスを導入する考えはございますでしょうか。お答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 牛田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の利用者が少ないように思われるのは、なぜかということにつきましては、病児・病後児保育の利用者が少ない原因としては、岩出市こども計画策定前にアンケート調査したんですけども、そのアンケート調査からも、保護者のどちらかが休暇を取ったり、祖父母等の親族からのサポートを得られる方が多くおられて、そもそも利用する必要性がないことが1つの要因であると考えております。

また、牛田議員おっしゃられたとおり、病児保育を知らないことも要因の1つだと考えますので、引き続き周知啓発に努めてまいるといことです。

2点目については、その周知啓発をどのようにしているのかということについては、なんですけれども、病児保育の周知啓発については、市ウェブサイト、岩出市おやこ手帳アプリ、これは、もともとの岩出市子育てアプリから、12月8日にリニューアルしているんですけども、それなんですけれども、そのアプリへの掲載や保育所や乳幼児健診でのチラシによって行っております。

それから3点目、和歌山市さんが導入している「あずかるこちゃん」を導入してはどうかということなんですけれども、現在、岩出市おやこ手帳アプリを導入しておられて、子供に関する情報提供や市が実施している教室やイベント、母子手帳の交付などが予約できるシステムになっております。このことから、新たなアプリ等

を追加するのではなく、岩出市おやこ手帳アプリで病児保育等の予約ができないか、施設側とも協議も交えながら、検討しようと考えているところでございます。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、牛田佑佳議員の2番目の質問を終わります。

以上で、牛田佑佳議員の一般質問を終わります。

通告7番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、全市民への物価高騰対策についてであります。

物価高騰がますます深刻な事態となっています。帝国データバンクが行った食品主要195社価格改定動向調査では、今年10月の飲食料品の値上げは合計3,024品目に上りました。深刻なのは、物価高騰が止まらないどころか、今後さらなる値上げが予想されていることです。日本世論調査会の調査では、景気が悪くなっている、どちらかと言えば悪くなっていると回答した人は83%に上り、前年の79%を上回りました。また、93%の人が値上げが生活に打撃となっていると答え、負担が重いと感じる項目は、食費が87%で最も多く、次いで光熱費、水道代が50%、交通費が40%でした。

収入が増えない中で物価高騰が止まらず、値上げが続けば、当然これまで普通に暮らしていくことができなくても、支出が増えれば生活は圧迫されてきます。市民の方々からも、こうした現状に対策を早く打ってほしいと数々の連絡が寄せられました。子育て世代の方は、働いても働いても生活は楽にならず、逆に支出が増加し、子供たちの成長にかかるお金の負担があり、本当に大変ですといった声や、未来ある子供たちにお金を使ってほしい。また、物価高騰対策をしっかりと進めてほしい。こうした声を何とか声を上げてください。このようにたくさんの声が寄せられています。しっかりと市民の暮らしを支える対策が早急に必要です。

11月28日、2025年度補正予算を閣議決定しました。補正予算には、重点支援地方交付金の拡充として2兆円が盛り込まれています。うち、市区町村には食料品の物価高騰に対する特別加算4,000億円、重点支援地方交付金の推奨事業メニューは、自治体が住民向けに行う地方単独事業に幅広く充当できる自由度の高い交付金で、

住民の切実な要求、要望に活用できる財源です。

内閣府は2通の事務連絡を自治体に送っていますが、前文で、可能な限り年内での予算化に向けた検討を進めていただくようお願いいたしますと強調しています。

そこで、重点支援地方交付金について、市の配分見通しを教えてください。また、推奨メニューを年内で予算化をするのか。

2つ目は、市における物価高騰対策について何かということをお聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員のご質問にお答えをいたします。

これまで市における物価高騰支援は、先ほどの田畑議員への回答と重複しますが、物価高騰の影響に対応するため、市民や事業者に広く影響のある水道基本使用料の免除を実施してまいりました。また、子育て世帯向けの紙おむつを支給したほか、児童福祉施設への補助も行っております。さらに、国から要請された低所得者への給付金については、低所得世帯だけではなく、家計が急変した世帯まで、市独自で対象を広げ、支給を行いました。

このたび、国において閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援交付金の拡充が盛り込まれており、特に食料品の物価高騰に対応するための特別加算が設けられたこととされております。このことを踏まえ、本市においては、市民1人当たり6,000円の商品券をお配りする事業を実施すべく、検討を進めております。

なお、詳細については総務部長に答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 市来議員のご質問にお答えします。

重点支援交付金につきましては、令和7年11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために拡充する旨が盛り込まれております。正式な交付限度額については、補正予算成立後に示されることになっておりますが、目安としては、新たに設けられる特別加算分を含め、令和6年度における交付限度額のおおむね330%以上となる見込みであるとの通知がありました。このことを踏まえると、本市における交付見込額は、単純計算で1億2,492万4,000円の330%増の約4億円程度になると

見込まれます。

しかしながら、この重点支援交付金の拡充については、政府補正予算案の国会審議が未済みであり、内容に変更があるおそれもあり、今申し上げた交付限度額も、あくまで見込みの金額であります。国の補正予算が成立し、交付限度額が提示されたのを受け、市における事業支援の補正予算を編成し、年内は少し難しい形ではありますが、速やかに事業を進めることができるよう努めてまいります。

次に、2点目の物価高騰対策メニューにつきましては、これまで推奨事業メニューにおける生活者支援に加え、新たに設けられる食料品の物価高に対する特別加算における事業例として、食料品の物価高騰による負担を軽減するプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるおこめ券、食料品の現物給付など、支援が示されていることも考慮した上で、市民1人当たり6,000円の商品券の配布を行う方向で検討しております。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 国も閣議決定を行ってから、言われたとおり、予算の目安については、前年度、2024年度の補正の交付限度額掛ける330%以上で予算化を求めて、早急にできるように取り組むような形で予算化の成立、国は成立後に各自治体にどれぐらいか示すということは言われておりますが、でも予算化を立てるには、この目安をもって早くに立ててくださいということを言われました。

今回は、全市民1人当たり6,000円の商品券という形になると思うんです。それ以外に、今までこれまで行ってきた対策というのは一体どうなっていくのか。これについて継続または新たな対策を打っていくのか、それともそれで終わりなのか、その辺についてはどのようになっていくのでしょうか。それを聞かせていただきたい。

また、先ほども言ったように、子育て世代も本当に大変な状況の中で今やっているという話をたくさん聞かせていただいています。子育て対策における支援策というのは、特化したものとしてのメニューなどはないのかどうか、この辺についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問にお答えさせていただきます。

市民1人当たり6,000円の商品券を配る以外に、これまで行ってきた対策ですね、

これはどうなるかと。特に子育て世帯への施策があるかというご質問だったかと思  
います。

先ほど申しあげましたように、国のほうの補正予算、恐らく今日か明日には可決  
されるというふうに報道では見ております。それを受けて、先ほども申しましたよ  
うに、市のほうにどれだけの額が下りてくるか提示がございます。それを受けて補  
正予算を組むというところなのですが、申しあげました6,000円の商品券、これは  
まず第一義に考えて、これをまず対策の1個というふうに考えております。ただ、  
下りてくる金額、それでいっぱいにはなるとは思っておりません。もう少し  
枠はあると思いますので、その枠の中で、これまでやってきたもの、もしくは検  
討の中で何か新しいものができれば、対策というのは講じていきたいと考えており  
ます。特に子育て世帯に対しましても何かできるものがありましたら、そのの中に  
加えていきたいというふうには考えております。

その部分につきましては、先ほど申しましたように金額が提示がまだございま  
せんので、総額がはっきりしないところもございますので、今のところは未定とい  
う形にはなっております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 2つ目の質問です。子育て支援策の充実について。

国保税の子供の均等割については、過去にも一般質問を行い、充実を求めてきま  
した。国も新たに制度の拡充に動く方針を固めたとの報道もあり、さらに岩出市で  
は一步前へ前進を求め、質問を行いたいと思います。

社会保険の場合、収入に応じた保険料を労働者と会社が折半し、扶養家族が何人  
でも保険料は変わりません。しかし、国保税は家族の数が増えるごとに保険料を加  
算していく均等割という仕組みがあり、それが子育て世代など、家族の多い世帯の  
保険料を高騰させる重大要因となっています。国保と協会健保の保険料を比較する  
と、40歳代夫婦と子供2人、中学校1年生と高校1年生の4人世帯では、所得200  
万円の場合、協会健保は20万3,800円ですが、国保で言えば、岩出市の保険料は39  
万5,800円、国保のほうが約2倍もかかります。

加入者数に応じて定額が加算される国保税の均等割については、子供が多い世帯

ほど負担増となるものとして、子育て支援の逆行だという批判が高まり、これまで全国知事会をはじめ、地方団体からも見直しが要求されてきました。

そして、過去には、私の子供の均等割についての一般質問においても、中芝市長も全国市長会において、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に関わる均等割保険料の軽減を支援する制度の創設について、国に対し要望しているとお答えになっていました。

そして、ようやく国も動き始め、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、国保制度において、令和4年度から子供の均等割保険料を軽減することとなりました。対象は全世帯の未就学児、未就学児に関わる均等割保険料、その5割を公費による軽減です。国が2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1で負担となっております。未就学児に限られており、子供の貧困対策にも子育て支援にも不十分な取組です。

そして、今年、厚労省は、未就学児が対象としていた減免措置を子供が18歳になる年度の高校生年代まで延ばす方針を決め、来年の通常国会に関連法案を提出し、2027年4月からの実施を目指すという報道がありました。国の見直しは歓迎できるものではありませんが、しかし、あくまでも減免という形であり、均等割の廃止には至っていません。子供には収入はありません。それなのに課税されるのは不合理です。子育て世帯の経済的負担軽減というなら廃止に向かうべきだと考えます。

そこで、まず1点目は、国民健康保険税の子供の均等割額の廃止は、子育て支援につながると考えるが、市の見解についてお答えください。

2つ目は、廃止をするためには、国庫負担の増額が絶対に必要となります。国に対し、国庫負担の増額により均等割額を廃止すべきと意見書を提出する考えについてお聞きをいたします。

3つ目は、国は18歳以下の均等割額の減免措置は、2027年4月からの実施を目指していますが、岩出市独自で前倒しでの実施を求めますが、市の考えについてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、子育て支援策の充実について、にお答えいたします。

まず1点目、国民健康保険税の子供の均等割額の廃止は子育て支援につながるが、市の見解は、についてでございますが、子供の均等割保険税につきましては、先ほ

ど市来議員のほうからもございましたが、令和4年度から未就学児に係る均等割保険税額の5割軽減措置を講じているところです。さらに、国において先月開催された社会保障審議会医療保険部会の中で、子育て世帯のさらなる負担軽減のため、令和9年度、2027年の実施に向けて、軽減措置の対象を高校生年代まで拡充する方針が示されております。

本市としましても、子供の均等割保険税の軽減措置を拡充する制度改正は、子育て支援に資する施策であると考えております。制度が施行され次第、速やかに対応したいと考えます。

次に2点目、国に対し、国庫負担の増額により均等割額を廃止すべきと意見書を提出する考えは、についてですが、本市では、少子化対策の観点から、子供に係る均等割保険税の免除及び対象を未就学児にとどまらず、18歳まで全ての子供への拡充、これら2つについて、かねてから、国や関係機関に対して要望書を毎年提出しております。

次に3点目、18歳以下、高校卒業年齢までの均等割額の減免措置を実施する考えは、についてですが、市独自の施策として、18歳以下の子供に5割軽減措置を導入するとすれば、子育て支援の施策の観点から、一般会計から繰入れを実施するのが本来だと考えます。しかし、平成30年の国保広域化後は、赤字の定義変更により、一般会計からの繰入れを行う場合は、その市町村は赤字団体とみなされ、赤字を解消する計画の策定対象となるとともに、交付金が減額される措置もございます。こういったことで一般会計から繰入れしない場合は、その財源は保険税となり、いずれにいたしましても、被保険者の負担増につながるものと考えております。

以上のことから、現時点では、18歳以下の均等割保険税の5割軽減措置を市独自で前倒しして実施するのは難しいと考えます。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 均等割額の廃止や軽減については、子育て支援になるというのは、多分市としてもそれはお認めになっているということで、毎年のようにきちっと意見書を上げているということなんですね。であるならば、私は国を待たずして、やっぱり岩出市独自として、支援策等をしっかりと打ち出すということが必要ではないかと。それは国がやる前から、言うたら1年前倒しをして、そして18歳までの減免とこののをやっていくべきではないかと考えます。

というのは、全国で200を超える自治体が、既に18歳までの独自の減免をしてい

ます。例えば、子育て基金を創設し、それを活用したり、子育て応援給付金の活用したり、一般会計から繰り入れて行っている自治体が多数あると。今、先ほど言われた一般会計からの繰入れが、赤字団体というような形でみなされるというふうなこともおっしゃいました。

一般会計からの法定外の繰入れについてなんですが、繰入れの削減解消の対象となる繰入れと、削減の解消の対象とならない繰入れというのがあると思うんです。2つに分類されるんですね。今、多くの自治体の中では、当然、市町村の独自の保険料減免や法定外繰入れを規制することに対しては、全国知事会等々からも、地方の実情に応じた取組を阻害することがないように、地方の意見として尊重されるよう、国には意見を求めているんですが、この2つの繰入れがある中で、削減、解消の対象とならない繰入れ、この繰入れを活用して保険料減免をしている自治体があります。

繰入れは全て赤字団体になるんだ、云々かんぬんというんじゃなくて、一般会計の法定外繰入れの中にも2つの分類に分けられ、その2つの分類の中の削減、解消の対象とならない繰入れ、ここの部分で拡充しながら実施をしているという自治体が数多くあるわけなんですね。そういうような形でやっていくこともできるのではないかというのが1点です。

法定外の繰入れというのは、法律上、禁止すべきものではないというふうに国会では答弁されているんですね。だから、一般会計から繰入れするから、それが駄目なんだというわけではなく、法律上は何の問題もないという国会答弁があるんですが、それらについてどのように考えるのか。私は前倒しをしながら、やっぱり子供たち、子育て世代の応援という形でしっかりと取り組んでいくことが必要ではないかというふうに考えています。その点で、もう一回お聞かせをください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 削除の制限対象とならない繰入れもあるとのことなんですけども、市来議員の再質問にお答えいたします。

法定外繰入れは禁止なのかということですね。禁止ではありません。原則として、国保事業の財政運営は、保険料や法定負担の公費で賄われるべきであること、独自減税分を一般会計から繰り入れるとともに、決算補填目的の繰入れ、つまり赤字とみなされることや、交付金の減額もあること、それから県の国保運営方針において、決算補填目的の一般会計繰入れを生じないようにする方針などが示されていること、

そういうことも総合的に見まして、禁止ではないんですけども、難しいと考えております。

それですね、あとですね、市単独で前倒しでという件につきましては、市単独でやるというのは、なかなか動きづらい側面もございますし、市独自に均等割軽減措置を行うことは難しいと考えております。

システム会社にもちょっと問合せしましたところ、前倒しに行う改修を市単独で行いますと、単独で行うと1,000万円以上かかるということで、そもそも令和8年度当初には、システム改修が間に合わないとのことでした。いずれにいたしましても、子育て支援は必要な施策であると考えますので、制度が施行され次第、9年度から実施となっているんですけども、速やかに実施したいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほど言った、一般会計から法定外繰入れの件について、今、多分、部長おっしゃったのは、それは削減、解消の対象となる繰入れの話だと思うんですよ。削減、解消の対象とならない繰入れ、保険料の減免額に充てるため、地方単独事業の波及、増補填等、保険事業費に充てるため、直営診療施設に充てるため、基金積立てとか、その部分を増やして活用して、減免制度をやっているところの自治体があるんですよ。

先ほど言ったのは、システムに間に合わへんというのは、それはそっちの問題やけど、実際に子育て、さっきも言うたけどね、社会保険料で払っているのと国保で払っているのは同じですよ、子育てしてて。同じ収入で2倍も違ってくるということについてどう考えますか。

そもそも国保というのは、低所得者やフリーランスや自営業や、そうした方々が入る保険ということですよ。子育て世代がこんなに大変なときに、国保を一般会計からでも繰り入れて、この1年でもいいですよ。しっかりと子育て施策のために軽減を行いながら、保険料を下げていく。これ十分できるんじゃないですか。

先ほども言ったみたいに、削減、解消の対象でない繰入れを増やししながら、そこからやるというのもできるんじゃないのかなというふうに思うんです。市民の子育て世代の応援のためにも、国を待たずして、しっかりと対策を打つべきだと考えますが、最後お聞きをしたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えします。

本市においても、子供の均等割保険税に関わる免除及び対象年齢を未就学児にとどまらず、18歳までの子供全てへの拡充について、国に対して、毎年要望を行っているところでございます。

先ほども、繰り返しの答弁であるんですけども、市単独の動きはしづらい面がございます。そもそも技術的にシステム改修が間に合わない、できないということもございますので、削減対象とならない繰入れを増やしながらいということもご質問いただいたんですけども、ちょっとそこは難しいかなと考えております。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 3つ目の質問は、結婚支援事業の現状と今後の方策についてであります。

結婚支援事業は、地域少子化対策重点推進交付金を活用し行われております。これも家庭庁の資料を見ますと、2022年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となるなど、少子化のスピードは加速し、出生数の減少は、1、未婚化、晩婚化、2、女性人口の減少、3、夫婦の持つ子供の数の減少などを要因とし、若い世代の希望をかなえ、結果的に、晩婚化、未婚化及び夫婦の持つ子供の数の減少などに歯止めをかけることを目指すとしているわけです。

若い世代の結婚をめぐる状況では、男女ともに8割以上の未婚者が、いずれ結婚することを希望しながら、適当な相手にめぐり合わない、必要性はまだ感じない、結婚資金が足りないなどを理由とし、結婚に至っていない状況にある。また、社会の雰囲気としても、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う人の割合が27.8%にとどまるなど、子ども・子育て世帯にとって、子供を産み育てやすい状況となっていない。こうした分析等を基に、結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対し、国が補助金を出しております。

そこで、結婚支援事業を行政が担う意義は何かというのをお聞きします。

また、結婚支援事業の内容と実績についてお聞きをします。

3点目は、結婚支援事業のうち、特に独身男女の出会いを応援する婚活パーティーの目的及び成果指標は何か。また、実績についてお聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問、結婚支援事業の現状と今後の方策について、

にお答えいたします。

まず1点目、結婚支援事業を行政が行う意義は何か、についてですが、新婚生活への経済的支援や結婚しやすい環境づくりといった、結婚に関わる様々な事業を総合的に実施できること、また、安心・安全な出会いの場を提供するなど、行政という信頼性の下、事業実施ができることがその意義だと考えております。

次に、2点目と3点目を一括してお答えいたします。

結婚支援事業のうち1つ目は、結婚祝い金で結婚を祝福し、夫婦の新しい人生を応援し、その定住を促進することを主な目的としており、祝い金は夫婦1組につき10万円で、夫婦とも39歳以下で、2年以上、本市に居住する意思のある夫婦となっています。実績については、令和6年度は申請131件、交付金額は1,310万円、令和7年度は11月末時点で申請99件、交付額は990万円です。

2つ目は結婚新生活支援補助金になりまして、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、結婚新生活を応援するため、住宅の購入費の一部を補助しております。夫婦の合計所得が500万円未満であれば、1世帯当たり60万円、または30万円の補助となっています。実績については、令和6年度は申請件数ゼロ件、令和7年度は11月末時点で申請3件、交付金額は150万円で行いました。

3点目は、男女の出会いサポート事業で、結婚願望がある方に出会いの機会を提供するとともに、市のPRや地域活性化に取り組むことを目的に、平成28年度から実施しています。成果指標としましては、年1回開催することとしており、事業を通じて多くのカップルが成立し、出会いのきっかけづくりになったと考えております。カップルの成立に至らなかった方からも、参加してよかったや、出会いや結婚に関して自信がついたなどのご意見をいただいております。実績につきましては、令和6年度の応募者は、男性76名、女性45名の計121名、参加者は男性22名、女性25名の計47名で、うちカップル成立数は11組で行いました。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 ここで問題にしたいのは、結婚支援事業のうちの男女の出会いを応援する婚活パーティーですね。ここはちょっと問題にしたいんですが、自治体の婚活支援事業における最大の問題は、明確な効果測定が非常に困難ではなからうかと。カップルはできました。その後というのは、やっぱり追えない。イベント参加数やマッチング数は把握できても、実際に結婚に至ったカップル数や、それが少子化対策にどの程度貢献したか、正確に測定することは極めて困難ではないでしょうか。

婚活支援事業の投資的効果を客観的に評価する指標というのが確立されておらず、予算の適正性や事業の継続可否を判断する基準が、すごく曖昧になっているものが現状ではないかと考えます。

国は、結婚しないから子供が増えない、結婚しないのは出会いがないからだとして、経済政策として官製婚活を推奨してきていますが、しかし、全国で実施した民間意識調査では、期待する少子化施策の中で、結婚する施策について、賃金を上げて安定した家計を営めるよう支援することが46.8%と最も高く、次いで安定した雇用環境を提供すること、夫婦共に働き続けられるような職場環境の充実ということになっています。出会いがないことを理由に進める官製婚活は、本当の意味での少子化対策ではありません。

教育費の重い負担や不登校の急増など、子供を持てば大変なことが起こったり、長時間労働や非正規雇用の拡大、子供を産むことが不安、希望が持てない社会、こういうふうにつくっている政治の責任でもあります。

私は、この婚活については、やっぱり国が介入することや、市町村が介入することはできないと思うんです。結婚というのは、個人の選択が尊重されるべきだし、やっぱり結婚、そして出産ということが入っていれば、独身者や女性への社会的圧力をかけてしまう原因にもつながってくる問題ではないかと考えます。

税金を使った婚活支援施策については批判も多くあることと、また行政自体がやっぱり介入すべきではないと、やめる自治体も増えてきています。なぜかと言うたら、先ほど言ったみたいに、数字で追えないからですよ。

先ほども言ったみたいに、安心感があると言うんですけど、人にまで行政が責任を負っているわけではありません。行政がやっているから安心あるんだと言っているんだけど、カップルはできて、数字は分かっても、その後は分からないという状況から見たって、こういうことは進めるべきではないというふうに考えています。

私は、これはもうやめるべきではないかというふうに考えておりますので、それをまだまだ継続させていくのか、それともやっぱり判断をし、行政としては、こうした問題については、しっかりと考えてやめていくという、そうした回答を求めますが、いかがでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

男女の出会い事業をやめるつもりはないのかということですが、男女の

出会いサポート事業は、令和6年度の応募者数が、先ほど申しましたように121名ありまして、25名のところへ、76名来たり、たくさん要望がございました。行政の信頼性の下、一定のニーズがあると考えておりますので、今年度も事業は実施する予定でございます。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 今年度はやるということです。じゃあ、来年度どうされますか。これね、だからさっきから言ってるみたいに、公ですることによって、結婚しなければならない、子供を産まなければならない、そんなふうになるような形になりませんか。推し進めるような形になりませんか。自由を侵す、自由じゃないですか、結婚するのも子供を産むのも、全て自由の中で、それを行政が進めることによって、結婚しないといけない、そうできなければ駄目だというような社会になってしまいかねない問題を指摘しているんです。

そうした意味では、こういうのは、お金の使い方としてやめたほうが良いと考えるのと、それで言うんだったら、例えば、祝い金のところ、年齢で区別しているのも、私は嫌なんです。39歳以下、29歳以下で、金額が大きくなって、39歳まで、これは何を意味しているかと言ったら、女性が子供を産む年齢で区切っているんですよ。あくまでも、だから子育て支援施策やからね、そういうふうになっているんだけど、逆に言えば、婚活ではないその部分のお金をこちら側に持ってきて、それこそ生活の支援のために頑張ってくださいというような形をするんだったら、私、大歓迎ですよ。そっちのほうがずっと効果あると思います。岩出市に住んでよかったと、まず思います。

それに切り替えるとか、そういう対策を打つべきだと考えますが、いかがでしょうか。再度お聞きして終わります。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

男女の出会い事業ですね、来年度も続けていくのかというようなことなんですけども、今後については、今年度の結果等を踏まえ検討してまいります。

個人の選択の自由とかですね、女性の社会的圧力というようなことを侵すというようなこともおっしゃっておられましたが、そのような点も含め検討してまいります。

それから、結婚祝い金が39歳以下の夫婦となっていると。年齢で区切っているのをやめてはどうかというようなお話でございましたが、結婚祝い金が定住促進という面もございますので、年齢制限の見直し、39歳ということの見直しにつきましては、他施策とのバランスも考えながら、市全体で研究してまいりたいと考えております。

○玉田議長 副市長。

○川端副市長 市来議員の再々質問の中で、議員おっしゃるように、結婚というのが少子化対策というのは、ちょっと短絡的な話もあると、確かに思うところがあって、無理やり産めというのも変な話で、結果的につながればいいなとは思いますが、ただ、結婚祝い金にしろ、婚活パーティーというていいのかわかるとはさしておいて、これって定住促進の意味合いがほとんどやと思うんです。本来、岩出とか地元でこれからも住んでみたい、でも子供が1人しかない親御さんとかいうときに、出会いの場が欲しいなというのが、そもそもこの事業の発端やったと思うんです。

そういう場で、民間のどこへ行ってもいいけど、そういう点ではちょっと地元の人にとっては、やっぱり市でやっているということは、1つの安心感もあって、まずきっかけづくりでやるのがいいのかなということで、多分始めたんだと思います。

そろそろその辺の効果も含めてという話もあるんですけど、今現在、120名を超える申込みもあるというのは、これは1つの成果でもあるとは思いますが、その辺も踏まえて、今後検討していきたいと思っております。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

ここで、閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、去る11月28日開会以来、議員皆様方には、本日までの19日間にわたり、提案されました条例の制定及び一部改正等、重要案件について、慎重なるご審議を賜るとともに、議会運営に当たりまして、特段のご理解とご協力を賜り、こ

ここに無事閉会の運びとなりましたこと、心から厚く感謝を申し上げます。

さて、市民に最も近い市議会の役割は、多様な民意を政策に反映させていく上で、議決による団体意思決定、政策立案など、二元代表制の議事機関として、まちづくりの一翼を担う重要なものとなってきました。

議員各位並びに理事者各位におかれましては、市政発展と市民福祉の向上にご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

本年も残り少なくなってきました。時節柄、なお一層ご自愛のほどお祈り申し上げますとともに、令和8年が皆様方にとりまして、健やかで実り多き良い年となりますよう心からご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これにて、令和7年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦勞さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(14時26分)